小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第４７号

京都市山科区御陵大津畑町23番地11パインベルテ御陵205

再生債務者　松嶋　房枝

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成23年６月14日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第１１号

札幌市中央区北４条西26丁目５番21―401号

再生債務者　木下　紀子

1　決定年月日時　平成23年６月14日午前11時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年７月５日まで

4　一般異議申述期間　平成23年７月19日から平成23年７月26日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再ロ）第１００３５号

神奈川県横浜市鶴見区江ケ崎町８―63―650

再生債務者　谷末　　泰

1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年７月８日まで

4　一般異議申述期間　平成23年７月22日から平成23年８月12日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１００３６号

神奈川県横浜市鶴見区江ケ崎町８―63―650

再生債務者　谷末万里子

1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年７月８日まで

4　一般異議申述期間　平成23年７月22日から平成23年８月12日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１００４５号

東京都杉並区和田１―32―14　ルーブル中野富士見町参番館305

再生債務者　山川　洋一

1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年７月11日まで

4　一般異議申述期間　平成23年７月25日から平成23年８月15日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第４７号

大阪市西淀川区百島１丁目１番３号大塚方

再生債務者　松田　勝也

1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年７月11日まで

4　一般異議申述期間　平成23年７月14日から平成23年７月28日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１６号

神奈川県藤沢市城南２丁目12番34号

再生債務者　山本　一則

1　決定年月日時　平成23年６月14日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年７月12日まで

4　一般異議申述期間　平成23年７月26日から平成23年８月２日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第４号

新潟県見附市葛巻２丁目８番30号

再生債務者　刈田ユミ子

1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年７月12日まで

4　一般異議申述期間　平成23年７月26日から平成23年８月16日まで

新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２３年（再ロ）第２号

熊本県水俣市月浦250番地18県営月浦団地２―201

再生債務者　森﨑　恵子

1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年７月12日まで

4　一般異議申述期間　平成23年７月26日から平成23年８月２日まで

熊本地方裁判所八代支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第３号

川崎市宮前区犬蔵２丁目15番35―205号　マイキャッスルたまプラーザ

再生債務者　大原　武士

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月24日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年６月30日まで

平成23年６月９日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（再ロ）第１号

神奈川県平塚市南原１丁目15番40号　加藤ハイツ２号

再生債務者　井澤　直子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月９日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年７月５日まで

平成23年６月14日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２２年（再ロ）第３号

福井県坂井市春江町西太郎丸第18号57番地11

再生債務者　蛇澤　陸信

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月23日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年７月11日まで

平成23年６月13日　　福井地方裁判所

平成２３年（再ロ）第１８号

大阪府枚方市藤阪東町３丁目８番４―501号

再生債務者　池田　吏穂

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月25日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年７月11日まで

平成23年６月13日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第２号

北海道旭川市永山６条20丁目３番４号

再生債務者　美馬　千春

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月９日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年７月12日まで

平成23年６月14日　　旭川地方裁判所民事部

平成２３年（再ロ）第２号

愛媛県松山市和気町２丁目1045番地52

再生債務者　嶋之内錦次

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月６日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年７月12日まで

平成23年６月14日　　松山地方裁判所

平成２２年（再ロ）第４３号

京都市右京区梅津構口町43番地18

再生債務者　大森　悦子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月25日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年７月15日まで

平成23年６月14日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１０１３２号

東京都あきる野市雨間1003―２

再生債務者　川端　秀幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年５月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年６月13日

東京地方裁判所民事第20部